

第19期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
 - 事業の経過及び成果
 - 財産及び損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な事業所
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要
 - 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 会計監査人の監査報告書
- 監査等委員会の監査報告書

(2025年8月1日から2026年7月31日まで)

株式会社アイモバイル

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年8月1日～2026年7月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、物価の上昇や為替相場の変動、海外経済の減速懸念等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは「ひとの未来」に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主たる事業領域であるふるさと納税市場においては、税制改正や制度・運用ルールの変更等を受け、これまでの高い成長局面から、より安定的な成長局面へ移行しつつあります。その一方で、認知度の向上や賃金の上昇、国内景気の底堅い推移に加え、物価高に伴う生活防衛意識の高まりを背景に、2025年度のふるさと納税受入額は、前年度比4.6%増の1兆3,314億円に達し、引き続き堅調に成長しております。また、ふるさと納税の控除適用者数（ふるさと納税を実際に行い、住民税控除が適用された人数）は前年度比6.5%増の約1,151万人と過去最高となり^{※1}、「地方創生の実現」という制度本来の趣旨に沿った認知が広がる一方、ふるさと納税の利用率^{※2}は18.5%にとどまっていることから、市場拡大の余地は依然として大きく、今後も安定的な成長が見込まれております。また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2025年のインターネット広告費は、前年比110.8%の4兆459億円と好調な成長を続けており^{※3}、サーチ広告やソーシャルメディア広告、動画広告が牽引し、今後も市場は堅調に推移することが見込まれております。しかしながら、世界的な生活者の行動・消費様式の変化に伴い、インターネット広告の主流となるフォーマットが変化した結果、アドネットワーク型広告市場の成長は相対的に鈍化しており、当社のアドネットワーク事業に大きな影響を及ぼしております。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告（アドネットワーク）事業で培ったテクノロジーとマーケティングノウハウを多角的に活用し、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、更なる企業価値の向上に努めております。

地域産業振興等、社会課題の解決に資するふるさと納税事業においては、「ふるなび」ブランドの認知度向上施策及びプロモーション活動により、契約自治体数及び会員数の拡大を図っております。また、自治体との共創による飲食・宿泊等の独自企画による体験型返礼品の拡充を進めるとともに、自治体との連携強化に向けて、ふるさと納税業務代行サービス^{※4}の提供を推進しております。加えて、ふるさと納税と宿泊予約を一連の流れとして提供する当社独自の仕組み^{※5}により、ふるさと納税を利用した旅行の予約・決済をシームレスにご利用いただける「ふるなびトラベル予約」の提携施設数の拡充を進め、更なる顧客利便性の向上に努めております。

さらに、「ふるなび」等の事業で培った会員基盤を活かした新たなサービスの展開を加速しており、顧客利便性の一層の向上を目的とする決済サービス「ふるなびマネー」^{※6}の浸透・定着を図っております。同サービスは順調に利用が拡大しており、今後もサービス間を横断した展開を進め、継続利用の促進と収益基盤の強化を図ってまいります。

一方で、厳しい事業環境が続くアドネットワーク事業では、複数のプロダクトを組み合わせたソリューション提供体制の構築や顧客ターゲットの見直しを進め、事業構造の再構築に取り組んでおります。また、新たな収益モデルの開発等を通じて、収益基盤の多様化及び収益性の改善を図っております。

社会課題の解決を通じて地方創生を実現するグリーンエネルギー事業では、太陽光発電所（営農型及び野立て^{※7}）については、当連結会計年度において新たに29ヶ所が稼働を開始し、稼働中の発電所は合計51ヶ所となりました。また、2025年11月に系統連系した系統用蓄電池（蓄電所）については、2026年3月より需給調整市場へ参入し、足元では収益に安定的に貢献しております。さらに、小売電気事業を担う子会社「株式会社ふるなび電力」^{※8}では、高圧電力需要家への電力供給や自治体との連携に加え、ふるさと納税でも電気料金を支払うことができる家庭向けの低圧電気料金メニュー「スマートプライスプラン」の提供を開始し、契約獲得が順調に進んでおります。

主力のふるさと納税事業において、中長期的な成長に向けた市場シェア及び会員基盤の拡大に資する施策や、市場環境の変化を捉えた施策が奏功したことに加え、グリーンエネルギー事業における収益基盤の構築に向けた先行投資の成果が当連結会計年度より顕在化し、安定的な業績寄与につながったことから、当連結会計年度の売上高は通期計画を達成するとともに、前連結会計年度を上回り、過去最高の22,146百万円（前期比102.9%）となりました。利益面につきましては、アドネットワーク事業が収益基盤の改善途上にあるものの、ふるさと納税事業におけるプロモーション費用が引き続き減少したこと等により同事業の利益が改善し、当連結会計年度の営業利益は4,177百万円（同101.1%）、経常利益は4,277百万円（同105.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,890百万円（同97.7%）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

（コンシューマ事業）

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。当連結会計年度においては、顧客の利便性向上に向けた決済サービスの拡充や、TVCM

等による新規顧客獲得プロモーションを実施いたしました。あわせて「ふるなびアプリ」等を通じた顧客エンゲージメント向上や自治体との連携強化を推進した結果、リピート率は安定的に推移したほか、寄附受付金額及び売上高は引き続き好調を維持し、過去最高を更新いたしました。

セグメント利益については、第1四半期に会員基盤を拡大する機会を捉えた戦略的なプロモーション投資を実施したことにより、販促費が計画を上回ったものの、第2四半期以降は、拡大した会員基盤を背景にプロモーション費用の適正化が進み、利益率が改善傾向で推移したことから、前連結会計年度を上回りました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は19,538百万円（前期比102.5%）、セグメント利益は4,101百万円（同102.0%）となりました。

（インターネット広告事業）

インターネット広告事業^{※9}では、アドネットワーク事業、インフルエンサーマーケティング事業、メディアソリューション事業、アプリ運営事業（オーテ社等）を展開しております。アドネットワーク事業における大口顧客の予算縮小や、業界全体における広告費減少等の影響が依然として大きいものの、既存事業の収益性改善と新たな収益機会の創出に取り組んでおります。

メディアソリューション事業では、国内最大級の運用型アドネットワーク運営で培ったノウハウを活用した新たな事業モデルである「アドネットワークOEM」^{※10}の提供拡大を推進し、新規導入案件を獲得いたしました。また、インフルエンサーマーケティング事業では、ブランド価値向上を支援する「ブランドレーダー」^{※11}において、画像解析AI^{※12}を活用したSNSマーケティング支援機能「ファンサーチ」を実装するなど、顧客支援機能を強化いたしました。その結果、大手企業への導入を実現したほか、サービスの付加価値向上を通じた新規顧客の開拓も順調に進展いたしました。アプリ運営事業では、既存タイトルにおける収益モデルの多角化や、人気IPとのコラボレーションを通じた顧客層の活性化に取り組んでおります。あわせて、他社との協業によるポイ活^{※13}市場への展開に加え、シニア世代等の新たなユーザー層へのアプローチや海外市場の開拓も進めており、これらの施策を通じて、国内外におけるユーザー基盤及び事業領域の拡大を図っております。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は2,316百万円（前期比96.0%）、セグメント利益は74百万円（同48.6%）となりました。

※1 出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、2026年7月31日公表

なお、ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度（4月1日～翌年3月31日）の状況を集計したものであります。

※2 ふるさと納税の利用率は「総務省公表：各年度の課税における住民税控除額

の実績等」及び「総務省発刊：各年度の市町村税課税状況等の調」を参考に、当社にて算出

※3 出典：株式会社電通「2025年 日本の広告費」、2026年3月5日発表

※4 ポータルサイトへの掲載、配送管理、事業者及び寄附者対応等、複雑なふるさと納税の運營業務を代行

※5 ふるなびトラベル予約におけるビジネスモデル特許「特許第7624263号」

※6 ふるなびでの寄附やふるなびトラベル予約の現地決済に利用できる、前払い式決済サービス

※7 遊休地を有効活用し、地面に直接、太陽光発電設備を設置して売電する方法

※8 2025年6月1日より、小売電気事業を開始いたしました。

※9 2026年2月1日付で、インターネット広告事業セグメントのアドネットワーク、インフルエンサーマーケティング及びメディアソリューションの3事業を統合し、インターネットマーケティング事業へと再編いたしました。

※10 アイモバイルが培ったアドプラットフォーム運営の技術基盤をOEMとして提供するソリューション

※11 SNSマーケティング領域において、ステルスマーケティング規制への対応を支援する等、ブランド価値向上をサポートするツール

※12 特許出願中の機能で、独自のアルゴリズムにより、ハッシュタグやキャプションに頼らず画像データからブランド接点を直接解析いたします。

※13 「ポイント活動」の略。ポイントを貯め、貯まったポイントを活用する活動の総称

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 2023年7月期	第17期 2024年7月期	第18期 2025年7月期	第19期 (当連結会計年度) 2026年7月期
売 上 高	16,426百万円	18,735百万円	21,528百万円	22,146百万円
経 常 利 益	3,434百万円	3,459百万円	4,069百万円	4,277百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,404百万円	2,420百万円	2,957百万円	2,890百万円
1株当たり当期純利益	39.93 円	42.13 円	51.40 円	51.64 円
総 資 産	21,721百万円	24,488百万円	27,264百万円	36,226百万円
純 資 産	14,079百万円	15,633百万円	16,221百万円	17,098百万円
1株当たり純資産	241.16 円	268.94 円	288.28 円	309.31 円

(注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 2023年7月期	第17期 2024年7月期	第18期 2025年7月期	第19期 (当事業年度) 2026年7月期
売 上 高	15,467百万円	17,774百万円	20,596百万円	21,110百万円
経 常 利 益	3,232百万円	3,323百万円	4,100百万円	4,122百万円
当 期 純 利 益	2,264百万円	2,354百万円	3,056百万円	2,782百万円
1株当たり当期純利益	37.60 円	40.99 円	53.13 円	49.72 円
総 資 産	20,445百万円	23,129百万円	26,065百万円	34,994百万円
純 資 産	12,913百万円	14,401百万円	15,088百万円	15,939百万円
1株当たり純資産	221.02 円	247.56 円	268.06 円	288.28 円

(注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 主要な事業内容

2026年7月31日現在

事業	事業内容
コンシューマ事業	ふるさと納税事業、トラベル事業、レストランPR事業、ポイントサービス事業等
インターネット広告事業	アドネットワーク事業、インフルエンサーマーケティング事業、メディアソリューション事業、アプリ運営事業等

(4) 主要な事業所

① 当社

本社 東京本社 東京都渋谷区
営業所 関西支社 大阪府大阪市北区

② 子会社等

国内 東京都渋谷区

(5) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

2026年7月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
226（－）名	11（－）名増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

2026年7月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
226（－）名	11（－）名増	36.58歳	6.86年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

(6) 主要な借入先

該当事項はありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回無償新株予約権
決議年月日	2021年4月26日
新株予約権の数	100個
新株予約権の払込金額	無償
保有者数の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員を除く) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	494円
新株予約権の行使期間	自 2023年4月27日 至 2031年4月26日
新株予約権の行使の条件	(注1)

(注1) ① 新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日～2024年4月26日： 付与された個数の1/3

2024年4月27日～2025年4月26日： 付与された個数の2/3

2025年4月27日～2031年4月26日： 付与された個数の全て

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。

(注3) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行

っております。当該株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び2023年11月1日以降に行使する新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

なお、次回更新時も同内容で更新する予定です。

(3) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取 締 役	崔 真 淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役 株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、エコノミストとしての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレート・ガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	轟 幸 夫	株式会社ジーニー 監査役 オーテ株式会社 監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会には、18回中18回出席し、インターネット広告業界における他社監査役の経験と税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	石 本 忠 次	株式会社メンターキャピタルホールディングス 代表取締役 ユニテッド株式会社 社外取締役 ビジュアル株式会社 社外取締役 (監査等委員) サンブリッジ株式会社 社外監査役 株式会社AppGuard 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ツクルバ 社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会には、18回中18回出席し、主に税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 ビットバンク株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社REXEV 社外監査役 エルビクセル株式会社 社外監査役 株式会社KIC 代表取締役 株式会社Gaudi Clinical 社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会には18回中18回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 取締役嶋聡氏は2026年7月27日をもって逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社ネオキャリア社外取締役、ハンファソリューションズ株式会社社外取締役、株式会社アプレ社外取締役であります。退任までの間に開催された当事業年度の取締役会16回中16回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレート・ガバナンス体制強化の役割を適切に果たしておりました。
2. オータ株式会社は、当社連結子会社であります。上記兼職先のうち、同社以外の会社につきましては、当社との間に特別な利害関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
 - (b) 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、社内には内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けております。
 - (c) 代表取締役社長は、内部監査室長及び内部監査室担当者（以下、「内部監査室」とする）を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
 - (d) 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
 - (e) 当社は、役員及び使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則に基づき適正に処分いたします。
 - (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
 - (g) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。
 - (b) 大規模災害等が発生した場合に備え事業継続計画（BCP）を策定しております。万一、事業停止となった場合に速やかに再開できる手順や体制を整えるとともに緊急連絡体制を構築するなど、緊急時における適切なリスク管理体制を整備しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
 - (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。

- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
 - (b) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施しております。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会から職務執行状況の報告を求めることができます。
 - (b) 監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
 - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告いたします。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができます。
- (9) 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
 - (b) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
 - (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

- (d) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を17回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。また、取締役会から事業執行に係る権限の一部を委譲された事業執行会議を設け、毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、経営と執行の役割分担を明確にすることで効率的な体制を確保しております。取締役会は事業執行会議で報告・協議・決定された事項について定期的に報告を受け、業務執行の状況を適切に監督しております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員に対して、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。また、社内に内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けることで、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うとともに、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査等委員会監査に関する事項

常勤監査等委員は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,252	流 動 負 債	18,995
現 金 及 び 預 金	21,473	買 掛 金	458
売 掛 金	2,447	未 払 金	866
有 価 証 券	999	未 払 法 人 税 等	94
前 払 費 用	505	預 り 金	15,822
未 収 入 金	4,766	賞 与 引 当 金	138
そ の 他	60	販 売 促 進 引 当 金	1,238
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	376
固 定 資 産	5,974		
有 形 固 定 資 産	3,998	固 定 負 債	132
建 物	329	資 産 除 去 債 務	132
機 械 及 び 装 置	1,751	負 債 合 計	19,128
建 設 仮 勘 定	1,701		
そ の 他	214	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	391	株 主 資 本	16,989
ソ フ ト ウ ェ ア	341	資 本 金	152
そ の 他	50	資 本 剰 余 金	74
投資その他の資産	1,584	利 益 剰 余 金	18,485
投 資 有 価 証 券	543	自 己 株 式	△1,722
繰 延 税 金 資 産	682	その他の包括利益累計額	48
そ の 他	358	その他有価証券評価差額金	48
資 産 合 計	36,226	新 株 予 約 権	59
		純 資 産 合 計	17,098
		負債・純資産合計	36,226

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,146
売上原価	219
売上総利益	21,926
販売費及び一般管理費	17,749
営業利益	4,177
営業外収益	
受取利息	60
受取配当金	0
為替差益	14
投資有価証券売却益	9
投資有価証券評価益	22
キャッシュバック収入	16
その他	1
営業外費用	
支払手数料	3
寄附金	21
その他	2
経常利益	4,277
特別損失	
減損損失	170
税金等調整前当期純利益	4,107
法人税、住民税及び事業税	761
法人税等調整額	455
当期純利益	2,890
親会社株主に帰属する当期純利益	2,890

連結株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	152	73	17,134	△1,248	16,112
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,457	—	△1,457
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,890	—	2,890
自己株式の取得	—	—	—	△502	△502
自己株式の処分	—	△3	—	28	24
連結範囲の変動	—	—	△82	—	△82
譲渡制限付株式報酬	—	4	—	—	4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	1,350	△474	877
当期末残高	152	74	18,485	△1,722	16,989

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	44	44	64	16,221
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△1,457
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	2,890
自己株式の取得	—	—	—	△502
自己株式の処分	—	—	—	24
連結範囲の変動	—	—	—	△82
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3	3	△4	△0
当期変動額合計	3	3	△4	876
当期末残高	48	48	59	17,098

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称

オーテ株式会社

連結子会社であった株式会社サイバーコンサルタントは、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社サイバーコンサルタント、株式会社アカラ、株式会社ふるなび電力

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 3 社は、小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社サイバーコンサルタント、株式会社アカラ、株式会社ふるなび電力

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社）

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～15年
----	-------

機械及び装置	8～17年
--------	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 販売促進引当金

ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として翌連結会計年度以降において使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① コンシューマ事業

コンシューマ事業は、主にふるさと納税のプラットフォームの提供により、地方自治体に対して寄附者からの寄附申込を受け付けることを履行義務として識別しております。寄附申込を顧客が承認する都度、財又はサービスが移転するため、契約期間にわたり承認される寄附金額に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

② インターネット広告事業

インターネット広告事業は、主に広告主とメディアを効率的にマッチングするプラットフォームの提供によるインターネット広告取次サービスであり、取次サービスの提供を履行義務として識別しております。当社の提供する取次サービスはインターネット広告配信のプラットフォームを通じて媒体の広告枠に配信・掲載する都度、履行義務が充足されるため、契約期間にわたり媒体に配信・掲載された広告数に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」、「有形固定資産」の「その他」に含めて表示していた「機械及び装置」及び「建設仮勘定」は金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記していた「工具、器具及び備品」は金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「有形固定資産」の「その他」に含めております。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

販売促進引当金の計上基準

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
販売促進引当金	1,238

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。

販売促進引当金の算定にあたっては、過去のインセンティブの使用実績から将来使用される額を見積もっており、ユーザーのインセンティブの使用見込みは過去の実績と同程度という仮定に基づいております。

ユーザーの将来のインセンティブの使用動向が大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

647 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	58,147,188	—	—	58,147,188

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年9月11日開催取締役会決議による配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,457百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 26円 |
| ④ 基準日 | 2025年7月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025年10月6日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年9月10日開催取締役会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額	1,487百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	27円
④ 基準日	2026年7月31日
⑤ 効力発生日	2026年10月5日

3. 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
		当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末	
			増加	減少		
第4回無償新株予約権	普通株式	357,600	－	24,000	333,600	59
合計		357,600	－	24,000	333,600	59

- (注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
2. 新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるものであります。また、営業債務である買掛金及び未払金は支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、新規取引先等の審査を行っており、営業取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、国債等の格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)

当社管理部门が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	999	994	△5
合計	999	994	△5

※1「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

※2 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	143
匿名組合出資等	222
非上場関係会社株式	178

※3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	21,473	—	—	—
売掛金	2,447	—	—	—
未収入金	4,766	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	1,000	—	—	—
合計	29,687	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	994	—	—	994
合計	994	—	—	994

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

国債は相場価格を用いて評価しておりますが、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別及びセグメント別に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結計算書類 計上額
	コンシューマ 事業	インターネット 広告事業	合計		
売上高					
一時点で移転 される財	121	—	121	11	133
一定の期間に わたり移転さ れる財	19,416	2,303	21,720	292	22,013
外部顧客への 売上高	19,538	2,303	21,841	304	22,146

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	309円31銭
1 株当たり当期純利益	51円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 新株予約権の発行

当社は、2026年8月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、第2回有償新株予約権、当社執行役員及び従業員に対する業績連動型第3回有償新株予約権（有償ストック・オプション）並びに第5回無償新株予約権（税制適格ストック・オプション）を発行することを決議し、2026年9月9日に割当ていたしました。

(1) 第2回有償新株予約権

①新株予約権の割当日

2026年9月9日

②新株予約権の割当対象者及び割当数

株式会社ティーネット 30,000個

③新株予約権の総数

30,000個

④新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり1,600円

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式3,000,000株（新株予約権1個につき100株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり51,500円（1株当たり515円）

⑦新株予約権の行使期間

2030年7月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日と、同事業年度に係る定時株主総会の終結日の翌日のうち、いずれか遅い日から2032年9月9日まで

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記に定める行使可能個数を限度として、その保有する本新株予約権を行使することができる。

2029年7月期及び2030年7月期を判定対象事業年度とし、各判定対象事業年度における調整後連結営業利益の水準と、下記に定める株価条件の達成状況との組合せに応じて、下記により定まる個数を行使可能個数とする。

「調整後連結営業利益」とは、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同じ。）の連結営業利益に、本新株予約権、当社第3回有償新株予約権及び当社第5回無償新株予約権に係る株式報酬費用として当該事業年度に計上された額を加算した額（株式報酬費用控除前）をいう。

株価条件は、2026年8月1日から2030年7月期の有価証券報告書の提出日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「株価終値」という。）が一度でも下記に掲げる各水準以上となった場合に、当該水準に係る株価条件が達成されたものとする。

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が45億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも1,000円以上となった場合：12,000個

株価終値が一度でも850円以上となった場合：10,000個

株価終値が一度でも700円以上となった場合：7,500個

株価終値が一度でも550円以上となった場合：4,500個

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が48億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも1,000円以上となった場合：15,000個

株価終値が一度でも850円以上となった場合：12,000個

株価終値が一度でも700円以上となった場合：10,000個

株価終値が一度でも550円以上となった場合：7,500個

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が53億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも1,000円以上となった場合：25,000個

株価終値が一度でも850円以上となった場合：24,000個

株価終値が一度でも700円以上となった場合：21,000個

株価終値が一度でも550円以上となった場合：15,000個

前記にかかわらず、いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が58億円以上となった場合は、株価条件の達成の有無にかかわらず、新株予約権者はその保有する本新株予約権の全てを行使することができる。

調整後連結営業利益は判定対象事業年度ごとに判定し、株価条件は達成された最も高い水準に係るものを適用したうえで、該当する組合せのうち行使可能個数が最も多いものを最終的な行使可能個数とし、各組合せの個数は累積しない。なお、前記のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。

ロ 会計基準の変更、組織再編行為、本新株予約権の発行決議時において想定されていない大型M&Aその他これらに準ずる事象により、調整後連結営業利益の額をそのまま判定に用いることが適切でないとき当社取締役会が認めた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的及び権利行使条件の趣旨を損なわない合理的な範囲で、調整後連結営業利益の額その他判定に必要な事項を調整することができる。

ハ 新株予約権者は、割当先である株式会社ティーネットの代表取締役であり、当社の代表取締役会長である田中俊彦が2030年7月期に係る定時株主総会終結の時まで継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員その他これらに準ずる地位を有していた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することができない。

ホ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。

ヘ 当社と割当先との間で締結される総数引受契約に定める権利喪失事由が生じた場合には、新株予約権者は当該権利喪失事由の対象となる本新株予約権を行使することができない。

⑩新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(2)業績連動型第3回有償新株予約権（有償ストック・オプション）

①新株予約権の割当日

2026年9月9日

②新株予約権の割当対象者、人数及び割当数

当社執行役員及び従業員6名

③新株予約権の総数

1,400個

④新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり1,600円

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式140,000株（新株予約権1個につき100株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり51,500円（1株当たり515円）

⑦新株予約権の行使期間

2030年7月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日と、同事業年度に係る定時株主総会の終結日の翌日のうち、いずれか遅い日から2032年9月9日まで

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記に定める行使可能個数を限度として、その保有する本新株予約権を行使することができる。

2029年7月期及び2030年7月期を判定対象事業年度とし、各判定対象事業年度における調整後連結営業利益の水準と、下記に定める株価条件の達成状況との組合せに応じて定まる割合（以下「権利行使可能割合」という。）を、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に乗じて得た数（1個未満の端数は切り捨てる。）を行使可能個数とする。

「調整後連結営業利益」とは、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同

じ。)の連結営業利益に、本新株予約権、当社第2回有償新株予約権及び当社第5回無償新株予約権に係る株式報酬費用として当該事業年度に計上された額を加算した額(株式報酬費用控除前)をいう。

株価条件は、2026年8月1日から2030年7月期の有価証券報告書の提出日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「株価終値」という。)が一度でも下記に掲げる各水準以上となった場合に、当該水準に係る株価条件が達成されたものとする。

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が45億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも1,000円以上となった場合：5分の2

株価終値が一度でも850円以上となった場合：3分の1

株価終値が一度でも700円以上となった場合：4分の1

株価終値が一度でも550円以上となった場合：20分の3

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が48億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも1,000円以上となった場合：2分の1

株価終値が一度でも850円以上となった場合：5分の2

株価終値が一度でも700円以上となった場合：3分の1

株価終値が一度でも550円以上となった場合：4分の1

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が53億円以上となった場合、かつ、

株価終値が一度でも1,000円以上となった場合：全部

株価終値が一度でも850円以上となった場合：5分の4

株価終値が一度でも700円以上となった場合：10分の7

株価終値が一度でも550円以上となった場合：2分の1

前記にかかわらず、いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が58億円以上となった場合は、株価条件の達成の有無にかかわらず、新株予約権者はその保有する本新株予約権の全てを行使することができる。

調整後連結営業利益は判定対象事業年度ごとに判定し、株価条件は達成された最も高い水準に係るものを適用したうえで、該当する組合せのうち権利行使可能割合が最も高いものを最終的な権利行使可能割合とし、各割合は累積しない。なお、前記のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。

ロ 会計基準の変更、組織再編行為、本新株予約権の発行決議時において想定されていない大型M&Aその他これらに準ずる事象により、調整後連結営業利益の額をそのまま判定に用いることが適切でないとき当社取締役会が認めた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的及び権利行使条件の趣

旨を損なわない合理的な範囲で、調整後連結営業利益の額その他判定に必要な事項を調整することができる。

ハ 新株予約権者は、2030年7月期に係る定時株主総会終結の時まで継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、業務受託者その他これらに準ずる地位を有していた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ニ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。

ホ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することができない。

ヘ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。

ト 当社と新株予約権者との間で締結される割当契約に定める権利喪失事由が生じた場合には、新株予約権者は当該権利喪失事由の対象となる本新株予約権を行使することができない。

⑩新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3)第5回無償新株予約権（税制適格ストック・オプション）

①新株予約権の割当日

2026年9月9日

②新株予約権の割当対象者、人数及び割当数

当社執行役員及び従業員 28名

③新株予約権の総数

2,900個

④新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式290,000株（新株予約権1個につき100株）

⑥新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使価額に、新株予約権1個当たりの付与株式数100株を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、528円とする。

⑦新株予約権の行使期間

2030年7月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日と、同事業年度に係る定時株主総会の終結日の翌日のうち、いずれか遅い日から2036年8月24日まで

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記に定める行使可能個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

2029年7月期及び2030年7月期を判定対象事業年度とし、各判定対象事業年度における調整後連結営業利益の水準に応じて定まる割合（以下「権利行使可能割合」という。）を、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に乗じて得た数（1個未満の端数は切り捨てる。）を行使可能個数とする。

「調整後連結営業利益」とは、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同じ。）の連結営業利益に、本新株予約権、当社第2回有償新株予約権及び当社第3回有償新株予約権に係る株式報酬費用として当該事業年度に計上された額を加算した額（株式報酬費用控除前）をいう。

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が45億円以上となった場合：5分の2

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が48億円以上となった場合：2分の1

いずれかの判定対象事業年度において調整後連結営業利益が53億円以上となった場合：全部

調整後連結営業利益は判定対象事業年度ごとに判定し、該当する水準のうち権利行使可能割合が最も高いものを最終的な権利行使可能割合とし、各割合は累積しない。なお、前記のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。

ロ 新株予約権者は、上記⑦に定める行使期間の初日（以下「行使開始日」という。）から起算して、1年を経過する日の前日までは、最終的な行使可能

個数に100分の30を乗じた数（1個未満の端数は切り捨てる。）を限度として、1年を経過する日から2年を経過する日の前日までは、最終的な行使可能個数に100分の60を乗じた数（1個未満の端数は切り捨てる。）を限度として、それぞれ本新株予約権を行使することができ、2年を経過する日以降は、最終的な行使可能個数の全部を行使することができる。

ハ 会計基準の変更、組織再編行為、本新株予約権の発行決議時において想定されていない大型M&Aその他これらに準ずる事象により、調整後連結営業利益の額をそのまま判定に用いることが適切でないと当社取締役会が認めた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的及び権利行使条件の趣旨を損なわない合理的な範囲で、調整後連結営業利益の額その他判定に必要な事項を調整することができる。

ニ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、業務受託者その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ホ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。

ヘ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することができない。

ト 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。

チ 当社と新株予約権者との間で締結される割当契約に定める権利喪失事由が生じた場合には、新株予約権者は当該権利喪失事由の対象となる本新株予約権を行使することができない。

⑩新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

2. シンジケートローン方式によるコミットメントライン契約の締結

当社は、2026年8月31日付で、シンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を締結しました。

(1)コミットメントライン契約の目的

当社グループは、既存事業の更なる収益力の向上に加え、新たな成長領域への積極的な投資を通じて、持続的な利益成長及び中長期的な企業価値の向上を目標としております。

当社の主力事業であるふるさと納税事業におきましては、取扱高の拡大が継

続しており、これに伴い、地方公共団体への支払いに係る資金の規模も拡大しております。万一、決済に関連して不測の事象が生じた場合には、一時的に多額の支払資金が必要となる可能性があります。

また、新たな成長エンジンと位置付けるグリーンエネルギー事業におきましては、その事業特性上、調達に係る支払が販売代金の回収に先行し、かつ、その支払サイクルが極めて短期であることから、事業規模の拡大に応じて手元資金の負担が増加する可能性があります。

複数の金融機関が協調融資団を組成する本契約は、これらの資金需要に対して、平時において借入を実行することなく、必要が生じた場合に速やかに資金を調達できる体制を整えるものであり、当社グループの財務の安定性及び事業運営の継続性を一層高めることができるものと考えております。

なお、当社は、2026年8月24日付で公表いたしましたとおり、上記目標の達成に向けた経営及び役職員のコミットメントを明確にすることを目的として、有償新株予約権及び税制適格ストック・オプションを発行しております。本契約は、当該目標の達成を支える財務基盤を整えるものであり、当社は、人的な取り組みと財務面の備えの両面から、目標の達成に取り組んでまいります。

契約形態	シンジケートローン方式	コミットメントライン
組成金額		総額 100億円
契約締結日		2026年8月31日
コミットメント期間	2026年11月30日から2029年11月30日まで	
資金使途		運転資金
担保		なし
アレンジャー兼エージェント		株式会社三菱UFJ銀行
参加金融機関		株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,621	流 動 負 債	18,922
現 金 及 び 預 金	19,997	買 掛 金	453
売 掛 金	2,311	未 払 金	838
有 価 証 券	999	未 払 費 用	164
前 払 費 用	496	未 払 法 人 税 等	72
未 収 入 金	4,791	預 り 金	15,822
そ の 他	26	賞 与 引 当 金	138
貸 倒 引 当 金	△0	販 売 促 進 引 当 金	1,238
固 定 資 産	6,372	そ の 他	194
有 形 固 定 資 産	3,997	固 定 負 債	132
建 物	329	資 産 除 去 債 務	132
機 械 及 び 装 置	1,751	負 債 合 計	19,054
工 具、器 具 及 び 備 品	100	(純 資 産 の 部)	
土 地	113	株 主 資 本	15,831
建 設 仮 勘 定	1,701	資 本 金	152
無 形 固 定 資 産	294	資 本 剰 余 金	74
ソ フ ト ウ エ ア	252	資 本 準 備 金	74
そ の 他	42	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
投 資 そ の 他 の 資 産	2,079	利 益 剰 余 金	17,326
投 資 有 価 証 券	365	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,326
関 係 会 社 株 式	703	自 己 株 式	△1,722
繰 延 税 金 資 産	652	評 価 ・ 換 算 差 額 等	48
そ の 他	358	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48
資 産 合 計	34,994	新 株 予 約 権	59
		純 資 産 合 計	15,939
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,994

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,110
売 上 原 価		213
売 上 総 利 益		20,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,860
営 業 利 益		4,036
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	4	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	
キ ャ ッ シ ュ バ ッ ク 収 入	15	
そ の 他	1	112
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	3	
寄 附 金	21	
そ の 他	2	26
経 常 利 益		4,122
特 別 損 失		
減 損 損 失	170	170
税 引 前 当 期 純 利 益		3,952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	706	
法 人 税 等 調 整 額	463	1,170
当 期 純 利 益		2,782

株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	152	74	—	74	16,001	16,001
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,457	△1,457
当期純利益	—	—	—	—	2,782	2,782
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△3	△3	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	4	4	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	0	0	1,325	1,325
当期末残高	152	74	0	74	17,326	17,326

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,248	14,979	44	44	64	15,088
当期変動額						
剰余金の配当	—	△1,457	—	—	—	△1,457
当期純利益	—	2,782	—	—	—	2,782
自己株式の取得	△502	△502	—	—	—	△502
自己株式の処分	28	24	—	—	—	24
譲渡制限付株式報酬	—	4	—	—	—	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	3	3	△4	△0
当期変動額合計	△474	851	3	3	△4	851
当期末残高	△1,722	15,831	48	48	59	15,939

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社）

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

機械及び装置 8～17年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として翌事業年度以降において使用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) コンシューマ事業

コンシューマ事業は、主にふるさと納税のプラットフォームの提供により、地方自治体に対して寄附者からの寄附申込を受け付けることを履行義務として識別しております。寄附申込を顧客が承認する都度、財又はサービスが移転するため、契約期間にわたり承認される寄附金額に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(2) インターネット広告事業

インターネット広告事業は、主に広告主とメディアを効率的にマッチングするプラットフォームの提供によるインターネット広告取次サービスであり、取次サービスの提供を履行義務として識別しております。当社の提供する取次サービスはインターネット広告配信のプラットフォームを通じて媒体の広告枠に配信・掲載する都度、履行義務が充足されるため、契約期間にわたり媒体に配信・掲載された広告数に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表関係

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記しております。

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

販売促進引当金の計上基準

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
販売促進引当金	1,238

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 販売促進引当金の計上基準 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 646百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 35百万円

短期金銭債務 9百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 0百万円

営業取引（支出分） 948百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100,015	1,009,700	47,700	3,062,015

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、2026年6月11日開催の取締役会決議による自己株式の取得1,009,700株であります。

2. 自己株式の減少株式数は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分24,000株及び譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分23,700株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
販売促進引当金	390百万円
賞与引当金	43百万円
減価償却超過額	46百万円
減損損失	51百万円
株式報酬費用	43百万円
未払金	31百万円
未払費用	44百万円
資産除去債務	41百万円
未払事業税	42百万円
投資有価証券評価損	61百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	803百万円
評価性引当額	△61百万円
繰延税金資産合計	742百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△32百万円
その他有価証券評価差額金	△22百万円
未収事業税	△34百万円
繰延税金負債合計	△89百万円
繰延税金資産純額	652百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び 主要株主	田中 俊彦	(被所有) 直接 1.92% 間接 26.31%	当社代表取締役 会長	自己株式 の取得	101	—	—
役員及び 主要株主	野口 哲也	(被所有) 直接 3.14% 間接 23.99%	当社代表取締役 社長	自己株式 の取得	95	—	—

(注) 自己株式の取得は、2026年6月11日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引金額は取引前日の終値によるものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	288円28銭
1 株当たり当期純利益	49円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象については、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

株式会社アイモバイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤井 淳一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 新庄 和也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

株式会社アイモバイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 庄 和 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2025年8月1日から2026年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月24日

株式会社アイモバイル 監査等委員会

常勤監査等委員 轟 幸 夫 ㊞

監査等委員 石 本 忠 次 ㊞

監査等委員 高 木 明 ㊞

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上